

日清戦争と威海衛降服

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大山, 梓 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1666

日清戦争と威海衛降服

大 山 梓

序

通説によると、光緒二十一年一月十八日（明治二十八年二月十二日）、北洋水師提督丁汝昌は、軍使広丙艦長程璧光を、伊東祐亨聯合艦隊司令長官の許へ送り、丁汝昌提督の請降書を伝達させたが、その翌日、丁汝昌より伊東司令長官宛の書翰を記し、また李鴻章への電信文を遺し、後事を北洋海軍の英国水師提督へ託し、毒を仰いで自殺してしまったとされている。

王芸生『六十年來中國與日本』（第二卷）では、北洋水師提督丁汝昌は、軍使派遣の前、既に自殺してしまったが、その喪を秘して軍使を、砲艦で送って、降服手続を進めたと云う。かように死後に、交渉を進めたのかもしれない。本稿は、陸海軍の戦史等に基づき、威海衛降服の史実を再検討するにあり、必ずしも通説に従わない。

一 降服軍使の派遣

黄海海戦で敗れた清国北洋海軍の全艦艇は、北洋水師提督丁汝昌の指揮の下で、威海衛に潜んだ。丁汝昌は、日本陸軍の旅順攻撃の際は、艦隊の全力を挙げ、同地を守備する北洋陸軍を援けんとしたが、直隸総督兼北洋大臣李鴻章は、海軍の応援を許さなかつたと云う。威海衛の湾の東西両口へは防材を沈め、また港内には水雷を沈置し、大陸及び劉公島の各所の砲台や各地の兵營へ陸軍の兵勇を派し、最後の根拠地威海衛を防守せんとしていた。(1)

明治二十八年一月二十日、日本の第二軍の陸軍部隊が、軍艦八重山、愛宕、摩耶に掩護され、荣城湾へ上陸を開始し、陸海軍共同で、威海衛を攻略し、同港へ潜伏していた北洋海軍の撃滅を計ることになった。同日附大山嶽第二軍司令官、伊東祐亨聯合艦隊司令長官が連署し、北洋海軍提督丁汝昌宛の勸降書を、中立国軍艦を通じ、同月二十四日發送したが、何等の反響もなかつた。(2)

日本陸海軍の総攻撃の前、明治二十七年十二月十八日、登州府海面を巡航の帰途、軍艦鎮遠は、西口の水雷を避けんとし、誤って暗礁に触れ、艦底を傷けた。旅順の軍港を喪失して、修理の方法がなく、林泰曾艦長は責任を感じ、自殺してしまった。また港内の防禦計画に際し、丁汝昌は、陸軍將兵の能力を信ぜず、砲台の兵勇を、海兵との交替を求めたが、総統道台戴宗騫が、頑としてこれに応じなかつたと云う。(3)

一月三十日、第二軍が、進んで威海衛東口諸砲台を攻撃し、一部隊が、敗兵を追撃し、楊海灘の海岸に進軍した。丁汝昌提督は、数隻の砲艦に日章旗を掲げさせ、三隻の水雷艇と共に、日本陸軍を砲撃させた。東口砲台守備の分統提督劉超

佩は、身をもって劉公島へ逃れ、守兵は概ね潰散するにいたった。丁汝昌は、西口砲台も必らず攻略され、敵軍に利用される危険があり、総統道台へ協議したが、流石の陸軍側でも、東口砲台の失敗の実例もあって、これを破壊することを承諾した。一月三十一日夜間、破壊を準備したが、二月一日、三十名の水兵をもって、作業を実施せんとしたのに、装置の電纜は、断絶され、守備の兵勇は逃亡していた。かくて綿火薬を装し、西口の各砲台の大砲を傷け、機械要具を撤し、火薬庫を爆発して、日本軍の使用させない様にする事ができた。しかも東口砲台は、嘗って陸軍側の反対で破壊できず、日本軍の利用するところとなった。(4)

一月三十日以来、北洋海軍の艦艇、劉公島砲台、日島砲台が相俟って、防戦に従事し、東口の占領砲台を砲撃し、また海岸方面へ進出した日本陸軍を攻撃した。

二月三日のごとき、軍艦十二隻が、占領砲台へ迫り、一挙に砲台を破壊せんとするごとく、猛烈な射撃を集注するにいたった程であった。陸軍の兵勇が、多く戦意に乏しいのに反し、海軍の水兵は、提督の下で、勇敢に防衛に努めたと云われている。

威海衛附近の各地を、総て日本陸軍が占領し、残す所僅かに劉公島、日島があったにすぎず、港外には優勢な日本艦隊の監視があった。北洋海軍は、重囲の中に屈せず、防戦に努めた。二月四日、日島砲台の守兵から、昨夕、日本水雷艇が防材の一部を切断した疑があると報じ、丁汝昌は、艦艇の襲撃の警戒を命じていた。二月五日午前三時三十分、丁汝昌提督が、旗艦定遠で会議中、艦艇の襲撃を報じ、各艦が発砲を開始し、水雷艇隊の襲撃であることが判明した。一隻は、約三百米に接近し、左方へ回転する際、定遠の一弾が命中したらしく、また定遠へは、艦底へ魚雷が命中し、浸水したので

劉公島沿岸の浅洲に自から擱坐するにいたった。定遠は、航行不能となったが、自艦の備砲を利用し、専ら東口の防禦に従うことになった。二月六日午前四時、日本の水雷艇隊の攻撃のため、来遠、威遠、水雷敷設用汽船宝筏に大損害があった。(5)

二月六日、丁汝昌提督が、将旗を鎮遠に移し、艦内稍不穩の半没の定遠の乗員の多くを、陸上へ移動させることになった。

既に日本艦隊は、占領砲台と協力し、いまだ保持していた劉公島砲台、日島砲台を攻撃し、二月七日のごとき、日島砲台の火薬庫に被弾があり、爆発するにいたった。同日、水雷艇十隻が、西口から脱出を計ったが、忽ち日本艦隊の追撃のため、逃走できず、概ね陸岸に擱坐した。(6)

港内の病院には、北洋海軍の負傷者が、次第に増加し、陸海軍人の意気が益々沮喪し、戦意を失った。軍人等は、往々にして他の人達を煽動した。軍艦乗組の御備外国人も、水兵等が漸く命令に服しないため、劉公島へ上陸し、会議を開き、士気の沮喪を、速やかに恢復を計る必要があると決議し、丁汝昌へ報告した。丁汝昌から、将兵へ、援兵が將に至着せんとする旨を告げ、固守してこれを待てと伝えたので、稍鎮静に帰することができた。(7)

二月九日にいたり、靖遠が日本軍に撃沈されると、人心は、再び動揺し、定鎮は中央部に綿花菓を装し、艦を破壊するにいたった。北洋陸海軍の志気の沮喪は、兵勇も動揺し、二月十日、護軍統領張文宣に迫り、張から丁汝昌へ降服を求めた程で、旗艦の水兵も、相集って、提督へ降服を迫った。威海衛水陸營務所道台牛昶晒、各艦艦長が、もはや衆心離反し、復た用いる能はずと訴えるにいたったが、丁汝昌は、いまだ諦めなかった。

丁汝昌提督は、艦長等に対し、慨然として、諸子の部下が、余を殺さんと欲せば、速やかに殺せ、吾れ一身を吝むものならんやと述べた。そして御傭独国人に命じ、水兵を諭させんとし、軍人としての心得を説かした。水兵総代は、もはや最後がきたとし、前からは水雷艇が襲撃し、後からは占領砲台を利用する砲火が益々猛烈で、軍艦の沈没が相繼ぐと云い、他の水兵も喧噪して止まず、御傭独人も、いかんともすべからずと復命した。(8)

二月十一日、丁汝昌は、日本軍の攻撃を受け、また李秉衡よりの密書によって、援軍の到着の希望を失った。そこで、丁汝昌は、残存艦隊をもって、港外へ突出し、最後の一戦を決意し、諸將領と協議したが、賛成が得られなかった。水兵も抗戦を承知せず、白刃を携へ降服を強要するにいたった。かくて丁汝昌は、李鴻章宛、艦沈み、人尽き、後已まんと決心したが、衆心潰乱いまやいかんともする能はずとの電報を起草し、毒を仰いで自殺してしまった。護軍營記名総兵張文宣も、二月十二日暁、次いで自殺してしまった。かくて牛昶昞は、諸將領、御傭外国人と会議の上、既に死亡した丁汝昌提督の名義をもって、請降書を起草させ、漢文の文書に、牛道台が、海軍提督の官印を捺し、丁汝昌の喪を秘し、二月十二日朝、程艦長を軍使に任じ、砲艦鎮北に塔じ、白旗を掲げ、聯合艦隊旗艦に向わせ、威海衛陸海軍の降服を請わせることになった。(9)

二月十二日午前八時、聯合艦隊司令長官伊東祐亨海軍中将は、清国砲艦が牆上へ白旗を掲げ、威海衛を出るのを認め、あるいは降服するのではないかと疑ったが、警戒のため水雷艇隊を、旗艦松島の附近へ集合させたと云う。この清国砲艦は、鎮北であって、参謀島村海軍少佐を同艦へ派したところ、北洋海軍提督丁汝昌の請降書を持参した軍使程璧光であることが判明した。軍使程艦長は、外国へ留学し、英語が堪能であった。(10)

軍使が持参した北洋陸海軍の請降書は、原書は漢文で起草され、名義は「革職留任北洋海軍提督」とあり、官印を押印した公文書であった。文書中、伊東司令長官に対し、「佐世保提督」との用語を用いているが、これは嘗つて北洋艦隊が日本訪問の際、伊東海軍中将が、佐世保鎮守府司令長官であった故、ことさら旧称を呼んだものか、あるいは聯合艦隊司令長官へ補任されたのを知らず、誤った称号を用いたのか明白でない。(11)

伊東司令長官は、この請降書を検討するとともに、大山第二軍司令官に対し、写を送附し、第二軍の意見を照会するにいたった。当時、第二軍司令部では、陸海軍人の解放、英国水師提督を保証人にする件に反対で、参謀副長伊知地幸介陸軍砲兵中佐、法律顧問有賀長雄を、旗艦松島へ派遣し、協議させることになったが、道路不良のため容易に行進できず、旗艦への到着時間が、清国軍使が帰還後となつてしまった。

(1) 港内在泊の艦艇は、定遠、鎮遠、来遠、靖遠、濟遠、平遠、威遠、広丙外一艦、砲艦六隻、水雷艇大型五隻、中型五隻、小型四隻と云われていた。

陸軍の兵勇としては、威海衛及び劉公島に十營、其附近に八營、合計七千七百十一人と計算されていた。

参謀本部編『明治廿八年日清戦史』第六卷(頁三七及び頁四)

(2) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下卷(頁二〇六——二一一)
参謀本部編『明治廿八年日清戦史』第六卷(附録九十二)

海軍戦史によると、一月二十四日送達とあつて、勅降書の日附を欠いているが、陸軍戦史によると、一月二十日とあり、官職を記さず、伯爵大山巖、伊東祐亨が、それぞれ自署している。両書には、原書が英文とあるが、この原書の英文は、所載されていない。

(3) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下卷(頁一九五——一九七)

(4) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下卷(頁一九八——一九九)

(5) 総督道台戴汝昌、東口砲台の分統提督劉超佩は、劉公島へ逃れ、二月一日夜、同島で自殺した。

(6) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁一九九—二〇一)

二月六日の攻撃に際し、来遠は転覆し、威遠、宝筏は沈没するにいたった。しかも来遠艦長と威遠艦長の両名が、共に上陸して、乗艦して居らなかつたと云う。

(7) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二〇一—二〇二)

(8) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二〇三—二〇四)

(9) 参謀本部編『明治廿八年日清戦史』第六卷(頁二三五—二三六)

王芸生『六十年來中國與日本』第二卷(頁一九五—一九六)

参謀本部の陸軍戦史にも、最後の艦隊決戦を主張した丁汝昌提督の意見が、部下の容れるところとならず、李鴻章への電文を起草して自殺してしまい、その喪を秘し、丁汝昌名義の請降書を起草し、軍使を派遣したと云う。

(10) 軍使程璧光は、広島省香山泉出身、数年間外国へ留学した海軍士官であつて、広東水師所属広丙号の艦長であつたが、艦隊検閲のため、北洋海軍と合同し、日清戦争の発生のため、広東へ帰れず、北洋海軍と共同作戦を余儀なくされていた。威海衛の北洋海軍麾下の士官が、躊躇して軍使を希望するものがないので、奮然身を挺して使命を果し、名声を博した。

日露戦争に際し、海容艦長として、清国の中立維持に当り、芝罘で自沈のラストロプヌイ乗組の海軍士官を收容した。露国領事が夜食に士官を招待せんとするに際し、上陸を認めず、露国領事自から依頼するに及び、これを許すが、帰艦時刻を、各人から約束させて違反しない旨の誓約書を徴したので、露国士官は、これを甘受できず、上陸を断念した。両交戦国に対し、ともすれば卑屈であつた清国で、かかる厳格な取締が伝えられ、清国人が大いに称賛したと云う。後に艦隊司令長官に任じられた。

革命の後、南京臨時政府が成立すると、海軍総長に任じられた。また民国五年六月段祺瑞内閣の海軍総長となつたが、民国六年六月海軍総司令となり、段内閣に反対し、第一艦隊を率い、広東省へ航し、孫文と行動を共にせんとした。しかし間もなく孫文と離反し、陸榮廷と款を通じたのであつた。広東に在り、民国七年二月二十六日広東城で、刺客に暗殺されたが、犯人は電光派であつたと云われている。

有賀長雄『日清戦役国際法論』によると、広丙号に関し、南洋艦隊より借揚げられ、北洋艦隊に加わつていた砲艦と記されて

(11) いるが、「南洋艦隊」は、「広東水師」の誤りである。(頁二八九)
 丁汝昌名義の請降書は、原書は漢文であるが、次の内容であった。

「本提督初ハ飽マデ決戦シテ艦沈ミ人尽キ而シテ後已マント思ヒタリシモ今ヤ生靈ヲ保全セント欲シ休戦ヲ請ヒ現ニ劉公島ニ在ル艦船及劉公島並ニ砲台・兵器ヲ貴国ニ獻ゼントス 因テ内外海陸職員、兵勇、人民等ノ生命ヲ傷害スルコト無ク且ツ其ノ島ヲ去リ帰郷ヲ許サレンコトヲ切望スル所ナリ

若シ此等諸件承允セラルルニ於テハ英国艦隊司令長官ヲ以テ証人ト為スベシ」

本文の英国艦隊司令長官(英国水師提督)と称せられる人物は、清国北洋海軍の御雇外国人(馬格禄)ジョン・マクルール(John McClure)提督であつて、軍使が丁汝昌の自殺を報告した折、後事を託されたと言ふ英国人であつた。

一 降服条件の決定

聯合艦隊伊東司令長官としても、丁汝昌提督が既に自殺していたことなど全く知る由もなく、所謂丁汝昌の請降書に対する回答を検討するにいたり、また陸上砲台指揮官豊島陽蔵陸軍砲兵中佐へ対し、次の通知を送つた。(12)

「只今清国艦隊提督ヨリ士官ヲ本艦ニ遣シ対談中ニ付砲台ヨリノ砲撃ハ何分ノ儀申進候迄御中止相成度將タ又本件砲撃中止ノ儀西口砲台ヘモ御通知相成度候也」

伊東司令長官の案としては、清国将校、将校相当官、御雇外国人を、日本軍の捕虜とし、下士以下の兵員を、誓約の上で解放させる意見を有していた。しかるに軍使程艦長の言明によると、捕虜の待遇を受けるなら、丁提督以下、現存する軍艦、兵器を、総て破壊した後、無条件降服に応ずる覚悟であると主張したので、伊東司令長官としても、かかる言葉を信じ、速やかに港内を開放し、艦船・兵器の引渡を受けることが有利であると判断した。かくて英文の書翰起草し、請

降書の提出条件中、英国水師提督を保証人とする件を除き、他の条件を悉く許容することに決した。また、丁汝昌自身は不快であると聞き、シャンパン、葡萄酒、露柿を見舞として軍使へ託贈した。伊東司令長官は、英文書翰中、明日午前十時迄の回答を求めたのであった。かように伊東司令長官は、第二軍の意見を聞く時間がなく、専断したが、更に必要な降服手続十箇条に関し、打合せを行った。(13)

二月十三日午前八時三十分、清国軍艦鎮中が、再び檣に白旗を掲げ、且つ半旗を掲げ、旗艦松島へ到着した。

程軍使は、丁提督の書翰を呈し、伊東司令長官が、書翰を閲了するのを待ち、更に容を改め、悄然として、丁汝昌の喪を発表した。即ち丁提督は、書翰を読んで、大いに感激し、直ちにこの答書を記し、後事を英国水師提督へ託した旨、李鴻章へ報じた電文を草し、しかる後毒を飲んで自殺したと言明した。(14)

威海衛海軍の官等の順序よりすれば、丁汝昌が海軍大将、また後事を託された筈の英国人マックルール (John McClellan) が海軍中将であって、本来なら丁汝昌の後を受けて北洋海軍を指揮すべき地位で、軍使の説明でも、提督自身も、この英国人に後事を託したと云う。しかも本人は、清国人でなく、外国人で、艦隊を代表し、降服の談判をなす権限と資格が疑わしく、また談判が纏ったとしても、降服を実施する実力があるか疑問とされていた。

伊東司令長官としては、丁汝昌の死を悲しみ、艦船、兵器、砲台の引渡しを、希望のごとく、二月十六日迄延期するを認め、「英国水師提督」宛ではなく、「清国艦隊ヲ代表スル士官」宛の書翰を送り、書翰中にも、降服談判手続の任に当る士官は、清国人であって、外国人たるを望まない旨を、表明するにいたった。二月十三日午後六時を期し、艦隊の代表者を、旗艦松島へ出頭を求めるにいたり、軍使は、午前十一時威海衛へ還った。(15)

在威海衛清国海陸軍代表者として、旗艦へ出頭したのは、劉公島道台牛昶炳であった。伊東司令長官は、予め準備してあった降服手続書に拠り、談判を開いた。(16)

第一条の丁汝昌以下要職士官の出頭は、牛道台の来艦によって実施された。第二条降服名簿の提出も、直に承諾決定された。第三条士官以上の日清戦争へ不参加の宣誓は、牛道台が、実行困難と述べたが、伊東長官から宣誓せざる者は、悉く捕虜とする外なしと言明され、竟に応諾した。第四条劉公島陸兵を解放迄、一処に集め、妄に外出を禁ずる件は、牛道台が、陸兵が放肆で、統御の困難を述べ、削除を切願し、これが容れられていた。陸軍所要の兵器・弾薬を、一処に収集する件も、同一の理由から実施困難とし、現在の場所へ据置き、所在を通報することに改められた。第五条の軍艦、砲台交付のための委員の任命は、直ちに承諾決定した。

第六条の清国士官及び外国人の護送の場所及び順序の協議は、容易に意見が一致しなかった。即ち解放の陸海軍人の士官は、一部が陸路の帰国を望み、これには日本軍占領地通過が容易でなかった。一部の海路の帰国者は、輸送する艦船の処置が困難であった。牛道台からは、陸路帰郷者の日本戦線内自由通過を求めたが、陸軍の伊地知參謀副長が反対し、二月十四日午後五時より竹島村に上陸の上、翌日戦線外に護送解放することに決定した。海路の解放者に関し、牛道台は、芝罘の指定を求めたが、同地は敵地で、日本国旗を掲げる艦船に対し、芝罘砲台から射撃を受ける危険があり、且つ外国人居留地へ清国兵士を上陸させる点で、中立諸国から抗議を受けるとし、伊東長官が反対した。また伊東長官から芝罘附近の養馬島附近上陸を提案し、明日の討議に附することになった。

第七条解放士官及び外国人の携行物品も、私有動産に限り、必要の場合に点検を行う件は、種々質疑の上、承諾決定し

た。

第八条劉公島の土着の人民の在留勧告の件も、承諾決定された。しかし第九条の二月十六日午前九時より劉公島の砲台及び兵器收容のため日本軍隊を上陸させ、数艘の日本軍艦を港内に入れる件に対し、牛道台からは抗弁しないが、在島の海陸兵士の恐怖からの騷擾を案じ、軍艦入港を、できるだけ延期して欲しいと請求した。約束本文は改めず、事情を酌量し、軍艦入港を猶予するが、もし必要の際には、入港する権利を定めた。水兵にして、陸路帰郷の希望者に対しても、二月十五日正午から陸兵同様に、竹島より上陸せしめる旨の一項を加えた。

第十条の港内外の水雷の始末も、現地で、作業が目下困難であるし、また敷設の図面提出は、他の書類とともに丁提督の命令をもって焼棄したため、削除と決した。また牛道台から、劉公島の老幼婦女等の非戦闘員のジャンクに依る移動を質問し、二月十五日朝から検査の上、出港を許す約束を追加した。

二月十四日午後二時、談判を再会し、牛道台は、陸路護送解放を、清国兵勇が非常に恐怖し、騷擾すると訴え、全部海路護送に変更を求め、伊東司令長官が拒否した。また懸案の降服兵士の上陸地も、司令長官が、格別の好意で、丁汝昌提督の柩を載せるため元運送船康済号の捕獲を免じ、解放士官以下が、同船に便乗することを許して解決された。また將來、敵対行動を禁じ、違反すれば、降服談判を無効とするの一条を加えた。(17)

二月十五日暴風のため、諸艦が難を避け、多くは栄城湾への碇泊を余儀なくされ、当日に予定されていた降服手続の訂約条項の調印も、到底実施できなかった。

二月十六日午前九時、康済号に乗った程艦長は、伊東長官に対し、昨日暴風のため出港できなかったことを謝し、劉公

島在兵員名簿、宣誓書を提出し、牛道台の伝言として、日本艦隊の港内進出を明日迄延期を求めた。(18)

更に調印済の降服訂約書の外、書翰を呈した。即ち二月十六日牛道台より伊東司令長官宛、次の内容の漢文の書翰を送り、広東水師所属の広丙号の返還を歎願した。(19)

「謹デ再啓ス

軍艦広丙ハ原ト広東ニ属シ去年春間李大学士艦隊検閲ノ時例ニ循ヒ広甲、広乙ノ両艦ト与ニ艦隊運動参列ノ為ニ北洋ニ来リ運動ヲ畢レバ即時広東ニ帰航スベキニ兩國事アル因リ暫ク北洋ニ留リタルモノナリ

然ルニ広甲、広乙ノ両艦ハ已ニ沈壞シ広東軍艦三隻ヲ余スノミ今回ノ戦争ハ原ト広東ニ関セザルニ若シ此ノ三隻ヲシテ全ク烏有ニ帰セシメバ両広総督ニ対シテ陳謝スベキ辞モナク程艦長モ顔ノ其ノ上官ヲ見ルナシ因テ瀆陳シテ閣下ノ細情ヲ洞察シ広丙ヲ程艦長ニ還付シ広東ニ帰航セシメラレンコトヲ講フ再ビ今回ノ戦闘ニ干与スルコトナカラシムベシ若シ然ルヲ得ズンバ艦内ノ備砲ヲ閣下ニ交納シ只空艦ヲ程艦長ニ交付セラルルコトト為シ聊カ面目ヲ施サシメバ亦両広総督ニモ謝スルヲ得ベキナリ

願クハ閣下ノ情ヲ推シ允許セラレンコトヲ其ノ徳ニ感ズル無量ナラン伏シテ覆音ヲ望ム」

北洋海軍の關係者が、公式に今回の戦争が、広東省と關係がないと言明したことが注目される。日清戦争が、大清帝国と大日本帝国との交戦であるならば、戦火が地方へ波及しなかったとしても、清国の広東省や広西省が、戦争とは無關係であるとは言えない筈である。

伊東司令長官としては、かかる嘆願に同情しても、広丙号を返還できなかったが、漢文二通の書翰を牛道台へ送り、程

艦長を推薦した。(20)

「牛大人閣下ニ寄ス

昨日ハ貴書ヲ拝見シテ芳意ヲ承知セリ然ル処威海衛ニ在ル広丙等ノ軍艦名簿ハ既ニ我皇帝陛下へ上奏シタル以テ今日變動スルヲ得ズ

併シ程氏ハ身ヲ以テ難局ニ当リ公務ニ尽力シ実ニ称譽スベキ人ナリト為ス今般故丁提督ノ靈柩ヲ送致スル為メ康済一艘ヲ讓与セシニ因リ程氏ヲシテ其ノ船長ニ任命セラレナバ程氏モ亦閣下ノ厚意ニ感ジ一挙兩得ナラン

本官之ヲ切望スルノ余リ復書ヲ兼ネテ茲ニ告ゲ併テ起居ヲ伺フ」

かくて程氏は、康済号の船長に推されたばかりでなく、降服訂約に関する軍使としての幹施の功勞が証明されることになつた。

「牛大人閣下披見ヲ請フ

此度兩國威海衛地方ニ於テ海陸交戦ノ所貴国ノ陸兵ハ防守スルコト能ハズシテ敗走シ海軍ノミハ孤島ヲ扼守シテ久シク防戦シ孤立応援ナキ為メ已ヲ得ズ漸次重圍中ニ陥レリ

丁提督ハ形勢ノ利アラザルヲ察知シ程壁光ヲ使者ト為シ書ヲ以テ降服ヲ乞ヘリ其ノ応答ノ未ダ終結セザルニ提督ハ書ヲ遣シテ自殺セリ実ニ痛惜ニ堪ヘズ

閣下ハ其ノ後事ヲ担当シ程氏ハ之ヲ幫助シテ最モ熱心ニ其ノ事件ヲ周旋シ彼此ノ公誼ヲ完了セリ本官ハ親シク程氏ノ公務ニ鞅掌セシコトヲ実見セルヲ以テ特ニ茲ニ表明ス」

威海衛の戦闘に限らず、牛道台にしても、また程艦長にしても、今次の戦争が、北洋陸海軍と日本陸海軍の戦いであると信じ、広東水師、南洋艦隊とは無関係であり、広甲、広乙、広丙のごとき、艦隊検閲の後、戦争に卷込まれたのであると解していた。

二月十七日午前、日本艦隊が、相前後して西口より威海衛軍港に入った。中山指揮官の聯合陸戦隊が、劉公島へ上陸し同所の海軍公署を本部とし、山頂の信号台へ国旗を掲げさせ、同地の官衙竝に官有物品を領収した。また鎮遠以下の各艦の收容を命じ、その手続を終り、回航委員を任命し、鎮遠を旅順へ、濟遠、平遠、広丙は、日本内地へ回航させ、砲艦六隻を、暫く威海衛へ留め、諸般の雑役に使用させることになった。(21)

(12) 丁汝昌の請降書(乞降書)に対し、伊東司令長官は、相浦西海艦隊司令長官、鮫島常備艦隊司令長官、以下各幕僚を召集して検討した。

伊東司令長官は、第二軍司令部へも請降書を送り、陸軍側の意見を求めんとしたが、伊地知参謀副長、有賀顧問の到着が遅延したため、原書英文の丁汝昌宛の書翰を、独断で、起草するを要するにいたった。

(13) 伊東司令長官より大山第二軍司令官宛の電報に、次のごとく報じていた。

「初ハ將校以上ノミヲ戦時公法通り取押へ兵卒ハ特別ヲ以テ誓約セシメタル上解放スルコトニ決シ返書ヲ作りシガ後チ二軍使ノ口上ニテ若シ日本へ送ラルルナラバ総テモノヲ破壊スル覚悟ナリトノ事ヲ聞キ遂ニ彼ノ希望ヲ許シ且ツ適宜ノ地へ我船ニテ送り届ケ遣スベキガ故ニ速ニ湾内ヲ開放シ我ニ交付スベシ明日午前十時マデ更ニ可否ノ返答アルベシトノ書面ヲ英文ニ認メ軍使ニ與ヘタリ」

將校以上を捕虜とする案を、撤回させたのは、軍使の大成功であった。当時、聯合艦隊としても、清国の陸軍將校が概ね怯懦なのに反し、海軍將校が勇壯且つ名分を重んじ、もし請求を峻拒したら、あるいは自ら艦船を爆沈し、運命を共にするかと案じたとも云う。

伊東司令長官の丁汝昌宛の書翰は、英文であるが、以下の内容があり、明朝十時迄の回答を求め、英国水師提督を証人とする

点を辞退した、

「就テハ小官ハ明日御所有の軍艦、砲台、其他一切ノ軍器請取可申候尤モ時刻等ノ細件ニ至テハ明日小官ガ此ノ書面ノ御確答アル時ニ於テ貴官ト御協議致シ度候

前頭軍器一切御引渡済ノ上ハ小官ハ我軍艦ノ一艘ヲ以テ貴官以下御書面ニ記載シアル諸人ヲ警衛シ雙方ニ便宜ナル場所マデ送り届ケ可申心得ニ有之候」

一説によると、原書が日本文で記され、英訳文を添えたものと云われているが、海軍戦史に「原書英文」と明記され、また陸軍戦史にも「原書英文」と記し、英文であった。現にそれぞれの訳文が、同一でないのも、そのためである。

(14) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二一九——二二〇)

丁汝昌が、自殺する直前、起草したと称する原書漢文の答書中、次の内容があったとされている。

「覆翰ニ扱レバ明日兵器、砲台、艦船ヲ交付スベシト約セラルルモ日時太夕切迫兵勇ノ武装ヲ解納シ荷物ヲ収納スルニ稍々時間ヲ要シ不及ノ虞アルヲ以テ期限ヲ延ベ清曆正月二十二日ヨリ閣下港内ニ入り日ヲ分チテ劉公島砲台、兵器竝ニ現在余ス所ノ艦船ヲ取メラシコトヲ請フ」

清曆正月二十二日とは、洋曆二月十六日であった。軍使によると、護軍統領張文宣、北洋海軍総兵劉步蟾も、これに殉じたとい、鎮中の半旗は、提督に弔意を表するためと云う。かくて軍使によって、丁汝昌提督の喪が正式に発表されるにいたった。

(15) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二二一——二二二)

伊東長官の威海衛清国艦隊を代表する士官宛の書翰(原書英文)

「軍艦、砲台、其他軍器引渡方清曆一月二十二日迄猶予ノ義仰申越相成候ニ就テハ左ノ条件ヲ以テ承諾可致候此ノ条件ハ或貴任ノ清国士官本日午後六時ヲ期シテ我旗艦ニ来リ右軍艦、砲台、其他軍器引渡方竝ニ清国人及外国人ヲ威海衛ヨリ放遣スルコトニ就キ数項ノ条約ヲ確実ニ取結ブベキ義ニ有之候」

(16) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二二三——二三一)

丁汝昌の自殺を、伊東司令長官より各艦へ報じ、弔意を表すため、儀式の外、奏楽を禁じた。

(17) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二三二——二三三)

既に程艦長は、名簿及び宣誓書を提出の折、自分は広東水師出身であって、空手で帰れば、処罰される虞れがあると云い、広

丙一艦のみを還付されたいと嘆願したと云うが、戦利品を簡単に返還することは許されなかった。

(19) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二四一——二四二)

(20) 海軍軍令部編『廿七・八年海戦史』下巻(頁二四二——二四四)

(21) 威海衛の降服に際し、伊東司令長官は、清国陸海軍代表牛道台と交渉し、降服訂約書を徴し、砲台、艦船、兵器、官衙、倉庫等の官有物を収め、兵器を撤した康済号のみを還付し、提督の遺体と兵士を載せ、送らせた。また数千の兵勇、水兵は、宣誓の上、武装を解き、これを芝罘、威海衛西岸で解放するにいたった。劉公島土着の人民には、引続き居住することを勧告した。

結 語

北洋水師提督丁汝昌は、既に自殺して、また幹部の多くが死亡し、麾下の士官が、躊躇して使者を希望する者となし、北洋海軍以外の広丙艦長程璧光が、提督の喪を秘し、奮然身を挺して使命を果して、名声を博した。しかし使者自身としては、広東水師所屬軍艦の拿捕免除を、伊東司令長官と、交渉せんとする目的があつて、機敏に軍使を引受けたのであつた。

威海衛陸海軍を代表し、降服談判に従つた牛道台も、武官出身でなく、文官の老行政官で、万国公法を解しなかつた。当然の陸海軍士官の宣誓解放の手續に反対を唱えた。また日本軍からは、敵地で、日本艦船が、芝罘砲台の砲火を浴びる港内へ、被解放者の輸送方を固執した。戦時中、実行不能な日本軍より敵の芝罘の清国官衙へ電報の発信を求め、同地の清国官船を威海衛へ招致し、被解放者を輸送する案を、提議した位であつた。

威海衛の降服に際し、牛道台が伊東司令長官に対し、広東省が、今次戦争に関係がないことを理由に、広丙号の還附を

嘆願した。この事実にも、清国の関係者が、戦争自体を、大清帝国と大日本帝国との戦争と考えず、北洋陸海軍と日本陸海軍の交戦と理解していたことを物語っている。事実、北洋以外の陸海軍が、殆んど北洋を応援しないばかりでなく、救援を計ることすらなく、北洋陸海軍の敗北を、全く傍観していたのであった。